

函館市退職職員等の再就職状況の公表に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市を退職した職員等の再就職について、公正性、透明性を確保するため職員の離職後の再就職状況について公表することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 再就職状況の公表の対象とする職員は、次に掲げる者とする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)(以下「法」という。)

第3条第3項に規定する特別職のうち常勤の特別職(公選による職を除く。)

(2) 法第3条第2項に規定する一般職の職員(医師または退職手当通算予定職員を除く。)のうち管理職職員(課長補佐相当職以上)

(再就職状況の報告および公表)

第3条 前条に規定する職員は、離職後2年を経過するまでの間に再就職した場合は、別記様式により速やかに市長に報告するものとする。

2 市長は、毎年7月1日までに、前項の報告を取りまとめ、公表するものとする。

(公表事項)

第4条 公表する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 氏名

(2) 離職時の職名

(3) 離職年月日

(4) 再就職先の名称および所在地等

(5) 再就職先における役職

(6) 再就職年月日

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、再就職状況の公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、平成19年4月1日以降に離職した職員について適用する。

別記様式（第3条関係）

再就職状況報告書

年 月 日

函館市長様

離職時の職名	
離職年月日	年 月 日
再就職先の名称	
再就職先の所在地	〒 - 電話 ()
再就職先における役職	
再就職年月日	年 月 日

上記内容について、「函館市退職職員等の再就職状況の公表に関する取扱要綱」に基づき、函館市が公表することに同意します。

氏名

印